

◎公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照表  
 ○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等）</p> <p>第八十六条〔略〕</p> <p>2～13〔略〕</p> <p>14 第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定、同項第二号に規定する政党その他の政治団体の得票総数（第七項の文書にその名称を記載された政党その他の政治団体の得票総数を含む。次条第十四項及び第九十九条の六第二項において同じ。）の算定その他第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。</p> <p>〔政党の選挙区支部の寄附の禁止〕</p> <p>第九十九条の六 次各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体の支部で、第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、当該選挙区に係る公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）が代表者であるもの（第二百四十九条の六において「政党の選挙区支部」という。）は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問</p>	<p>（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等）</p> <p>第八十六条〔略〕</p> <p>2～13〔略〕</p> <p>14 第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定、同項第二号に規定する政党その他の政治団体の得票総数（第七項の文書にその名称を記載された政党その他の政治団体の得票総数を含む。次条第十四項において同じ。）の算定その他第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。</p> <p>〔新設〕</p>

わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合は、この限りでない。

一 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

二 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であること。

2 前項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数及び同項第二号に規定する政党その他の政治団体の得票総数の算定について必要な事項は、政令で定める。

〔政党の選挙区支部の寄附の制限違反〕

第二百四十九条の六 政党の選挙区支部が第九十九条の六第一項の規定に違反して寄附をしたときは、その政党の選挙区支部の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

（当選人の選挙犯罪による当選無効）

第二百五十一条 当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪（第二百

〔新設〕

（当選人の選挙犯罪による当選無効）

第二百五十一条 当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪（第二百

三十五条の六、第二百三十六條の二、第二百四十五條、第二百四十六條第二号から第九号まで、第二百四十八條、第二百四十九條の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九條の三、第二百四十九條の四、第二百四十九條の五第一項及び第三項、第二百四十九條の六、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三並びに第二百五十三條の罪を除く。)を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効とする。

(刑事事件の処理)

第二百五十三條の二 当選人に係るこの章に掲げる罪(第二百三十五條の六、第二百三十六條の二、第二百四十五條、第二百四十六條第二号から第九号まで、第二百四十八條、第二百四十九條の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九條の三、第二百四十九條の四、第二百四十九條の五第一項及び第三項、第二百四十九條の六、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三並びに第二百五十三條の罪を除く。)、第二百五十一條の二第一項各号に掲げる者若しくは第二百五十一條の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等に係る第二百二十一条、第二百二十二條、第二百二十三條若しくは第二百二十三條の二の罪、出納責任者に係る第二百四十七條の罪又は第二百五十一條の四第一項各号に掲げる者に係る第二百二十一条から第二百二十三條の二まで、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百三十九條第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二百五十九條の二の罪に関する刑事事件については、訴訟の判決は、

三十五条の六、第二百三十六條の二、第二百四十五條、第二百四十六條第二号から第九号まで、第二百四十八條、第二百四十九條の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九條の三、第二百四十九條の四、第二百四十九條の五第一項及び第三項、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三並びに第二百五十三條の罪を除く。)を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効とする。

(刑事事件の処理)

第二百五十三條の二 当選人に係るこの章に掲げる罪(第二百三十五條の六、第二百三十六條の二、第二百四十五條、第二百四十六條第二号から第九号まで、第二百四十八條、第二百四十九條の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九條の三、第二百四十九條の四、第二百四十九條の五第一項及び第三項、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三並びに第二百五十三條の罪を除く。)、第二百五十一條の二第一項各号に掲げる者若しくは第二百五十一條の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等に係る第二百二十一条、第二百二十二條、第二百二十三條若しくは第二百二十三條の二の罪、出納責任者に係る第二百四十七條の罪又は第二百五十一條の四第一項各号に掲げる者に係る第二百二十一条から第二百二十三條の二まで、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百三十九條第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二百五十九條の二の罪に関する刑事事件については、訴訟の判決は、事件を受理した日か

事件を受理した日から百日以内にこれをするように努めなければならない。

2・3 「略」

(当選人等の処刑の通知)

第二百五十四条 当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪(第二三十五条の六、第二三十六条の二、第二四十五条、第二四十六号から第九号まで、第二四十八条、第二四十九号の二第三項から第五項まで及び第七項、第二四十九号の三、第二四十九号の四、第二四十九号の五第一項及び第三項、第二四十九号の六、第二五十二条の二、第二五十二条の三並びに第二五十三条の罪を除く。)を犯し刑に処せられたとき、第二五十一条の二第一項各号に掲げる者若しくは第二五十一条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等が第二十一条、第二十二号、第二二十三号若しくは第二二十三号の二の罪を犯し刑に処せられたとき、出納責任者が第二四十七条の罪を犯し刑に処せられたとき又は第二五十一条の四第一項各号に掲げる者が第二十一条から第二二十三号の二まで、第二二十五号、第二二十六号、第二三十九条第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二三十九条の二の罪を犯し刑に処せられたときは、裁判所の長は、その旨を総務大臣に通知し、かつ、衆議院(比例代表選出議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙については中央選挙管理会に、参議院合同選挙区選挙については合同選挙区都道府県の知

ら百日以内にこれをするように努めなければならない。

2・3 「略」

(当選人等の処刑の通知)

第二百五十四条 当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪(第二三十五条の六、第二三十六条の二、第二四十五条、第二四十六号から第九号まで、第二四十八条、第二四十九号の二第三項から第五項まで及び第七項、第二四十九号の三、第二四十九号の四、第二四十九号の五第一項及び第三項、第二五十二条の二、第二五十二条の三並びに第二五十三条の罪を除く。)を犯し刑に処せられたとき、第二五十一条の二第一項各号に掲げる者若しくは第二五十一条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等が第二十一条、第二二十二号、第二二十三号若しくは第二二十三号の二の罪を犯し刑に処せられたとき、出納責任者が第二四十七条の罪を犯し刑に処せられたとき又は第二五十一条の四第一項各号に掲げる者が第二十一条から第二二十三号の二まで、第二二十五号、第二二十六号、第二三十九条第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二三十九条の二の罪を犯し刑に処せられたときは、裁判所の長は、その旨を総務大臣に通知し、かつ、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙については中央選挙管理会に、参議院合同選挙区選挙については合同選挙区都道府県の知事を経て当該選挙

事を経て当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会に、この法律に定めるその他の選挙については関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。衆議院議員又は参議院議員たる当選人が刑に処せられた場合においては衆議院議長又は参議院議長に、地方公共団体の議会の議員たる当選人が刑に処せられた場合においては当該議会の議長に、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における候補者であつたものに係る第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者、第二百五十一条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等又は出納責任者が刑に処せられた場合においては中央選挙管理会に、併せて通知しなければならない。

に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会に、この法律に定めるその他の選挙については関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。衆議院議員又は参議院議員たる当選人が刑に処せられた場合においては衆議院議長又は参議院議長に、地方公共団体の議会の議員たる当選人が刑に処せられた場合においては当該議会の議長に、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における候補者であつたものに係る第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者、第二百五十一条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等又は出納責任者が刑に処せられた場合においては中央選挙管理会に、併せて通知しなければならない。